

令和7年 第4回森町教育委員会会議録

日 時：令和7年4月1日（火）15：00～

場 所：森町福祉センター（森町公民館） 1階 中会議室

出席委員：毛利教育長・三輪委員・長瀬委員・吉川委員・古川委員

出席者：坂田学校教育課長

藤嶋学校教育課参事

萩森学校教育課参事

須藤社会教育課長（兼）森町公民館長（兼）図書館長

木村体育課長（兼）体育館長（兼）青少年会館長（兼）生涯学習課長

敦賀森町学校給食センター長

西川学校教育課総務係長（兼）森高支援係長

高橋森町公民館管理係長（兼）事業係長

加藤社会教育課社会教育係長（兼）森町公民館事業係

岩本森町学校給食センター総務係長（兼）業務係長

石井学校教育課総務係（兼）森高支援係主事

藤田学校教育課総務係（兼）森高支援係主事

小池社会教育課社会教育係（兼）森町公民館管理係（兼）事業係主事

瀧澤社会教育課社会教育係（兼）森町公民館事業係主事

一條生涯学習課生涯学習係主事

署名委員：吉川委員・古川委員

報告事項：報告第1号 人事異動等について

協議事項：議案第1号 森町特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱の制定について

議案第2号 森町立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定について

議案第3号 森町学校給食センター運営規則等の一部を改正する規則の一部を  
改正する規則の制定について

（毛利教育長）

皆さん、年度初めのお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから令和7年第4回森町教育委員会を開催します。会議に先立ちまして、会議録署名委員の指名を行ないます。本日の会議録署名委員に吉川委員と古川委員を指名します。よろしくお願いします。それではページをめくっていただいて1ページ、私の主な行政報告です。3月12日に少し見慣れない「第3回函館圏域高等学校の在り方検討会議」というのがあって、今回書面だったんですけれども、教育委員の皆さんにも知ってほしいですけども、通常公立高校の配置計画というものが協議会で年に2回ほどあります。その他に今1本こういう別ルールというか別列車と言ったら良いのか、この函館圏域で高等学校を将来的にどうしていった

ら良いかという協議が進んでいます。ですから単に人数だとかそれだけではない、この広いエリアですから、その中でどうして行ったらいいのかというのがもう一方のレールで走っているということだけご承知おきください。次に3月14日中学校の卒業証書授与式、18日小学校の卒業証書授与式、19日には幼稚園の卒園式と教育委員の皆さんにもご参加いただきました。ありがとうございました。話を聞く分には、どこも本当に落ち着いた良い卒業式だったと、感動的なところもあったようで大層良かったと思っております。それから3月25日「森町教育水準向上対策協議会」、この文字も時々登場すると思うんですけども、学校教育部と社会教育部というのがあって、これは学校教育部の方の総会を行ないました。相当ですね、この機能が生きていて、5つの小中学校の連携がかなり図られているかという風に思います。今後も継続的にこの協議会は続いていくものです。それから27日管内の教育長会議が開かれました。一応申し述べておくと、来年度私が教育長会の会長に就くことになりました。それから事務局が八雲町になります。ですから、今度皆さんと共だって研究会・研修会等に行くのは、八雲町となり、総会が確か既に日程が出ていまして、総会を鹿部町で行ったらその後今度は八雲町に出かけると、そんな風になりますのでお知らせしておきます。以上主な行政報告とします。何か確認したいことございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、それでは報告第1号に入りますが、人事異動等については秘密会といたします。

#### **以下、秘密会のため、議事録は公開いたしません**

(毛利教育長)

協議事項に入ります。議案第1号「森町特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱の制定について」です。

(坂田学校教育課長)

議案第1号「森町特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱の制定」についてご説明いたします。第1条の趣旨として、学校長の裁量による予算執行により、学校の自立度を高め、より特色ある学校づくりを促し、児童生徒に応じた教育課題への対応を推進することを目的としております。第2条には、補助対象者、第3条には補助対象事業として、5つ事業を設定しております。第4条には、補助対象経費、第5条には補助金の額を規定しており、学校割と児童生徒割で算出することとしております。第6条には、補助金の交付申請について規定しております。この訓令は、令和7年4月1日から施行するものです。以上で説明を終

わります。ご審議の程よろしくお願いします。

(毛利教育長)

はい、要綱につきまして一度目を通していただいた方が良いかと思えます。11ページです。

(坂田学校教育課長)

これにつきましては、新年度予算の時に説明させていただいた事業になります。

(毛利教育長)

特に大きく変わっているところは無いです。無事議会を通りまして色々と学校がアイデアを振り絞ることとなります。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、ありがとうございました。では議案第2号に移ります。「森町立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定について」です。

(坂田学校教育課長)

議案第2号「森町立学校職員ストレスチェック制度実施規程の制定」についてご説明いたします。第1条で趣旨を規定しております。第2条では、適用範囲、第3条では、制度の趣旨等の周知を規定しており、教育委員会は、校長を通じて、ストレスチェック制度の趣旨等を全ての職員に周知することとしております。第4条では、制度担当者、第5条では、ストレスチェックの実施者、第6条では、実施事務事業者を規定しております。第7条では、実施頻度及び時期として、年1回実施し、教育委員会の指定する期間に実施することとしております。第8条では、調査票、第9条では、ストレスの程度の評価方法・高ストレス者の選定基準、第10条では、個人結果の通知方法、第11条では、面接指導の勧奨等、第12条では、面接指導の申出、第13条では、結果等の提供、第14条では、集計・分析、第15条では、分析方法、第16条では、集計・分析結果の活用、第17条では、結果等の保存、第18条では、ストレスチェック結果の共有範囲、第19条では、面接指導結果の共有範囲、第20条では、集団ごとの集計及び分析結果の共有範囲、第21条では、情報の開示等の手続き、第22条では、苦情の申立て、第23条では、守秘義務を規定しております。第24条では、不利益な取扱いの禁止として、職員が面接の指導を申し出ることやストレスチェックの結果のみを理由、職員がストレスチェックを受けないこと等による理由で不利益な扱いをしてはならないと規定しております。この規程は、令和7年4月1日から施行するもの

です。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

(毛利教育長)

はい、すでに町職員の方では実施していて、学校職員も今回からストレスチェックを実施したいというところです。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、それでは議案第2号について終了します。続きまして議案第3号「森町学校給食センター運営規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について」です。

(敦賀森町学校給食センター長)

議案第3号「森町学校給食センター運営規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。4月からの小中学校の給食費の無償化に伴い規則の一部を改正するものです。別紙の新旧対照表をご参照願います。附則第2項及び第3項中「当分の間」としていたものを「平成27年4月1日から令和7年3月31日の間」に改めるものです。内容としましては、町からの一部負担分を除いた保護者負担分、小学生2,240円、中学生3,100円の給食費の徴収額を給食費の無償化に伴い令和7年3月末で終了とするものです。この規則は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いします。

(毛利教育長)

はい、すでにご承知のとおり、小中学校における給食費の補助を行っていましたが、この度全額補助する形としましたので、そのために規則を整備したものです。これで幼小中と給食費は無償という状態です。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは協議事項3つご了解いただきましたので、その他事項、皆さんから何かありませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは以上をもちまして、令和7年第4回森町教育委員会を終了します。ありがとうございました。